

使用承認申請書

廃炉発官R1第165号  
令和元年12月10日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び  
特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第2項第2号の規定により  
次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

<p>使用しようとする発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>使用しようとする発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 中低濃度タンク 多核種処理水貯槽※1（G4南エリア） G4南 A1～A8 8基 B1～B10 10基 C1～C8 8基 合計 26基 ※1 実施計画 II.2.5.2.1 主要仕様参照</p> <p>放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 多核種除去設備 主要配管※2 多核種除去設備出口から処理済水貯留用タンク・槽類まで（ポリエチレン管）の一部 ※2 実施計画 II.2.16.1.2.1 主要仕様参照</p> <p>増設多核種除去設備 主要配管※3 サンプルタンク出口から多核種処理水貯槽、RO濃縮水貯槽またはSr処理水貯槽まで（ポリエチレン管）の一部 ※3 実施計画 II.2.16.2.2.2 機器仕様参照</p> <p>実施計画の認可年月日 平成25年8月14日 （実施計画の変更認可年月日） ※1 令和元年 8月 2日 ※2 令和元年 8月 2日 ※3 令和元年 8月 2日</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用開始予定年月日及び使用期間</p>	<p>使用開始予定年月日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表中第一号の工事及び第二号の工事の工程に係る使用前検査終了日</p> <p>使用期間 自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る汚染水処理設備等及び放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表中第一号の工事及び第二号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時 至 令和元年12月10日付け廃炉発官R1第164号をもって申請した使用前検査申請に係るすべての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に基づく使用前検査の終了まで</p>
<p>使用の方法</p>	<p>供用期間中において、日々発生する汚染水の貯留容量を確保するため、中低濃度タンク（G4南エリアのタンク26基）及び主要配管の一部を使用する。使用前検査が終了するまでの期間は、タンクについては、汚染水流出防止のための閉止措置、漏えい拡大防止のための仮堰の設置、受払水位計によるタンクの水位管理を実施し、主要配管については、誤操作防止のための施錠管理、誤移送防止のため初回使用時の配管の行き先確認を行った上で、タンクへの貯留を行う。なお、使用にあたっては、実施計画を遵守する。</p>

## 使用を必要とする理由を記載した書類

## [使用を必要とする理由]

現在、タービン建屋等に1日あたり約120～150m<sup>3</sup>の地下水が流入していることから、建屋内に滞留する汚染水が溢れ出ないように、汚染水を汲み上げてタンクに貯留している。また、日々発生する汚染水（建屋滞留水）の他にもSr処理水等をタンクに貯留している。

これらの汚染水は放射能濃度が高いことから、汚染源を取り除くことにより、汚染水リスクを早期に低減することが必要である。その際、発生する処理済水に対して必要な貯留容量のタンクを確保するには、基礎外周堰及び個別水位計の設置に先行してタンク本体の設置工事が終了するG4南エリアのタンク26基及び主要配管については、使用前検査を終了する前に順次使用する必要がある。

なお、基礎外周堰及び個別水位計については、令和3年3月下旬までには設置を完了する予定であるが、使用前検査終了までの期間は、以下の事項について遵守する。

- ・ 汚染水の受払いの際は、受払用タンクに水位計を設置し、受入時の溢水を防止すると共に、貯留状況を監視する。
- ・ 汚染水の受入れが完了したタンクは、タンクの連結弁を閉じ、大量漏えいを防止する。
- ・ タンクの連結弁を閉じた後、各タンクの水位が確認できなくなるが、個別水位計が設置されるまでの期間は、溶接型タンクについて、巡視点検でタンクからの漏えいの有無を確認することにより、各タンクの水位が保持されていることを間接的に確認する。
- ・ 多核種処理水貯槽は、基礎外周堰が設置された状態で使用するのが原則であるが、建屋滞留水処理完了（循環注水を行っている1～3号機原子炉建屋以外の滞留水処理完了）までは、G4南エリアのタンクに仮堰運用（高さ25cm程度の鉄板もしくはコンクリートによる堰）を適用し、基礎外周堰が完成する前にタンクの使用を開始する。仮堰運用期間を可能な限り短くするため、仮堰運用を適用するエリアのすべてのタンクが設置されてから3ヶ月以内（天候等による影響を除く）を目途に基礎外周堰を完成させる。なお、建屋滞留水処理完了以降の仮堰運用については、地下水流入量等の状況を鑑み検討する。
- ・ タンクへ貯留するための操作手順書の作成は、配管の接続箇所が明示されている図面を用いて作成する。
- ・ 誤操作防止のため、施工中の配管と運用中の配管を仕切る弁は、弁を閉とした上で施錠管理を行う。
- ・ 誤移送防止のため、初めて使用する配管を用いて移送する際には、現場にて当該配管を追い、配管の行き先の確認を行う。
- ・ 新規タンクへ汚染水を受け入れる際には、隔離対象の連結弁が“閉”であることを確認した後に、受入れを開始する。
- ・ 新規タンクへ汚染水の受入れを開始する際には、水位計の指示値を連続して確認し、水位が安定的に上昇していることを確認すると共に、目視にてタンク、連結弁、フランジ部からの漏えいの有無を確認する。設備に異常が無ければ、その後は水位計の指示値を連続して確認し、巡視点検でタンクからの漏えいの有無を確認する。
- ・ 仮にタンクに不具合が発生した場合は、状況把握に努めると共に漏えい拡大の防止を図り、漏えい水受けの設置や連絡弁の「閉」確認を行う等の応急措置を実施する。

以上

